

注意事項①

【入札参加者に必要な資格・条件】

次の①～②のすべてを満たすこと。

①一般土木工事（最希望又は希望、地域：市内本店、経審（土木）：710 点以上）＜新規業者を除く。＞

②次の A～C のいずれかを満たすこと。

A. 「公益財団法人 日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を取得している下水道管渠更生工法に関するいずれかの講習を受講し、その講習終了証又は認定証を有する主任技術者又は監理技術者を配置し得ること。

B. 管渠更生工事の施工管理に関する次のア～ウのいずれかの資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置し得ること。

ア. 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）

イ. 下水道管路管理専門技士 修繕・改築部門（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）

ウ. 下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）

C. 主任技術者又は監理技術者として管渠更生工事施工実績（元請、過去 10 年以内、1 スパン連続 20m 以上、口径 ϕ 200 mm 以上、自立管形式）を有する主任技術者又は監理技術者を配置し得ること。

注意事項②

本件の入札参加に必要な添付書類は、下記のとおりです。

①次のA. B. Cのいずれかの書類を提出すること

- A. 配置予定技術者調書 1
- B. 配置予定技術者調書 2
- C. 配置予定技術者調書 3

②資格を証する書類（写し可）

③配置予定技術者について、3か月以上の雇用関係を証する次のいずれかの書類の写し

- ・ 監理技術者資格者証（表・裏）
- ・ 健康保険被保険者証（被保険者記号・番号等を必ず隠すこと。）
- ・ 住民税特別徴収税額（変更）通知書
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険被保険者証
- ・ 所属会社の雇用証明書（様式任意）

工事入札参加者の皆様

工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）

工事の入札参加にあたっては、以下の事項に十分注意してください。

1) ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「ランダム係数を用いた最低制限価格制度」を適用します。

工事種別	予定価格	工事種別	予定価格
一般土木	概ね1億円未満	管	概ね1億円未満
建 築	概ね1億円未満	舗 装	6千万円未満
電気工事	概ね1億円未満	塗 装	6千万円未満
水道施設	概ね1億円未満	造 園	6千万円未満

（上記以外のその他専門工事では、6千万円未満に適用します。）

（1）「最低基準価格」の算出（求め方）

最低基準価格は下記の算式により算出した額とします。ただし、その額が予定価格（税抜き）の75%を下回る場合は75%、92%を上回る場合は92%の額とし、1,000円未満を切り捨てた額とします。

$\text{最低基準価格（1,000円未満切り捨て）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$

（2）「最低制限価格」の算出（求め方）

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「1.0000」から「1.0099」までの数値（小数点以下第4位まで）をいう。）を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とします。ただし、算出された額が予定価格（税抜き）の92%を上回る場合は92%の額とします。

(3) 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

2) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

- ①内訳書に記載すべき内容（上記（1）①～④）のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
- ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の計算に誤りがあるもの
- ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

3) 主任（監理）技術者について

請負金額（税込）が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上である場合、本工事に配置される主任（監理）技術者は専任となるが、主任（監理）技術者が他工事を兼任する場合は、配置予定技術者調書にその旨を記載すること。

開札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された主任（監理）技術者をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の主任（監理）技術者を提出している場合で、そのうちの一部の主任（監理）技術者を配置することができなくなった場合には、必ず**入札書受付開始日の1営業日前の午後5時まで**に宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、主任（監理）技術者をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

また、別紙「営業所における専任の技術者と主任技術者、監理技術者との関係について」を熟読してください。

4) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

5) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの二者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

6) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

7) 入札中止後の指名競争入札への移行について

設計図書類の誤り等により入札を中止した場合、その誤りによって予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で実施することがあります。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

8) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

営業所における専任の技術者と主任技術者、監理技術者との関係について

入札の結果落札者となり、請負金額（税込）が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上である場合は、営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者になることはできません。ただし、建設業法第26条の5に定める要件を満たす場合は、本工事を兼任することができます。

確 認 事 項

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第16条及び第26条第2項）

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、
本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。